令和７年３月２７日
荒尾市会計課
契約検査室

契約手続等における押印の省略について

この度、契約手続等の一部において、下記のとおり書類への代表者印、社名印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

１　押印を省略できる書類

令和７年（２０２５年）４月１日以降の日付で提出する次の書類

・見積書
・請書
・納品書
・請求書（振込先の口座が債権者の名義であること）
※債権者の名称と一致しない名義の口座に振り込む場合には、ともに押印のある請求書及び委任状が必要となります。

２　押印を省略する場合の記載事項

押印を省略する場合は、当該書類に**発行担当者名及び連絡先（電話番号）を必ず記載してください**。

※代表者が本件発行担当者を兼ねることも可能です。発行担当者名及び連絡先の記載がないなど、書類が真正なものであることを確認することができない場合は、無効な書類として受理できないものとします。

３　書類の提出方法

押印を省略した書類は、ファックス又はＰＤＦファイルに変換したうえで電子メールによる提出ができます。（持参又は郵送による提出もできます。）

押印した書類をファックス又は電子メールにより提出する場合は、押印を省略した書類とみなしますので、上記２の記載事項が付されていないものは受理できません。

※押印を省略された書類について、必要に応じて電話等で内容を確認する場合がありますので御了承ください。

※この取扱いは、押印の省略を義務づけるものではありません。押印された書類は従前どおり取扱いますので申し添えます。（原本の持参又は郵送による提出が必要）

【問い合わせ先】
会計課出納係　0968-63-1621
総務部契約検査室　0968-63-1470